

CONTENTS

第23回研究大会報告	----- (1)	新規入会者（2018年5～10月）	----- (10)
第24回研究大会自由論題報告募集	----- (7)	入会のご案内と会費納入のお願い	----- (10)
第23回総会議事録・決算・予算	----- (7)	寄贈図書（2017年11月～2018年10月）	--- (10)
第12期役員・担当業務	----- (9)	会報の電子配信への変更のお知らせ	----- (10)

第23回研究大会報告

今年度の研究大会は、2018年6月16日（土）・17日（日）の両日、国士舘大学世田谷キャンパスを会場として開催されました。

初日は檜山幸夫会長の挨拶に続き、6名の方々の自由論題報告を行なった後、歴史資料セッション「歴史資料としての写真—『写真』からアーカイブズへの模索—」を開催しました。岩壁義光氏による趣旨説明の後、長谷川怜氏（愛知大学）、長佐古美奈子氏（学習院大学）、葦名ふみ氏（国立国会図書館）の3氏の報告と総合討論を行ないました。

2日目は、張天恩氏の自由論題報告に引き続いて、大会シンポジウム「変動する東アジア世界のなかの明治維新—『適応と挑戦』の相互力学からの再検証—」を開催しました。高江洲昌哉氏（神奈川大学）からの問題提起の後、岡部敏和氏（中央大学）、醍醐龍馬氏（小樽商科大学）、鈴木悠氏（サントリー文化財団）、森万佑子氏（東京女子大学）、青山治世氏（亜細亜大学）からそれぞれ報告が行なわれた。その後、横山伊徳氏（東京大学）と勝田政治氏（国士舘大学）からコメントがなされ、続いて高江洲氏と西澤美穂子氏（専修大学）の司会により総合討論が行なわれました。

大会参加数は、16日が75人、17日が80人、2日間を通じての実人数は約115人でした。

以下、自由論題報告者による発表要旨を掲載します。

自由論題要旨

明治後期における京釜鉄道株式会社重役の渡韓について

韓 相一（九州大学大学院）

本報告では明治後期に設立された京釜鉄道株式会社の重役らが、韓国現地において鉄道敷設を円満に進行させるために現地で行った活動はどのようなものがあったのかを検討した。さらに、同社重役らが日韓外交問題に関与できた背景も追究した。

第一章では、京釜鉄道株式会社の事業状況と重役らが韓国「現地権力」に接近した背景を分析した。同社の資金状況は厳しく、日本政府の全面的な支援を受けることができなかった。したがって、工事の遅延を回避するために現地住民などとの摩擦を最小限にする必要があった。次に、同社重役らが韓国「現地権力」に接近した背景について、重役の韓国観から考察した。同社の重役である大三輪長兵衛や大江卓の努力により、会社の設立前から韓国宮内府に鉄道院・水輪院という専門担当機関を設置させることに成功した。しかし、専門担当機関の設立後も依然として韓国内の反対派による工事妨害が存在した。さらに、日本外交当局の対韓強硬姿勢も工事の進行に影響した。重役の竹内綱や尾崎三良は韓国の「現地権力」に対して運動を行う必要を認識していたことを確認した。

第二章の「京釜鉄道重役の渡韓時の活動—尾崎三良の渡韓に注目して—」では、以上の

作業をもとに同社重役らの問題意識に基づき韓国の「現地権力」に対してどのような活動を行ったのかを分類して説明した。本報告では、①京釜鉄道起工式の参加と鉄道敷設に係わる業務の処理、②同社鉄道重役の皇帝謁見、③同社重役の韓国高官との交流・交渉、④皇帝・高官に対する献上品と礼金に分類し、以上の活動を通じて、重役らが韓国「現地権力」の中でどのようなポストに位置した人物とコネクションを形成したのかを確認した。

第三章の「京釜鉄道重役の日韓外交問題関与の背景」では、同社重役らが日韓外交に関わることができた背景を、北清事変前後の日韓外交の状況並びに同社重役と日本外交当局との関係に注意しながら論じた。

最後に、本報告の分析内容を以下のとおりにまとめた。京釜鉄道重役らは円滑に事業を進行するために韓国の皇帝や高官に接近した。それは、資金調達問題による工事の長期化及び韓国各界における反発という難関にぶつかったためであった。事業が進行できたのは、同社重役らの運動により「現地権力」において同事業への理解が形成されたからであると考えられる。また、尾崎の貴族院議員・宮中顧問官としての地位が韓国側との交渉・交流に活用されたのかについても確認した。結論としては、生かされたとは言い難く、むしろ竹内や大江の不在時に彼らの代わりに活動していたことが分かった。韓国皇帝・高官との関係構築を図った京釜鉄道重役らの運動は、強硬姿勢を崩せない日本外交当局に代わる日韓交渉におけるもう一つの交渉ルートとして両国政府から容認されていた。それにより、同社重役らは外交問題に深く関与することになったのである。

植民地期朝鮮における郷土芸術の振興と農村娯楽 ——「農楽」の公演を中心に——

武藤 優（九州大学）

農楽とは、1966年に韓国の国家重要無形文化財の指定を経て、2014年にはユネスコの人類無形文化遺産に登録された韓国の民俗芸術（芸能）である。この「農楽」をめぐる先行研究においては、その呼称の由来が植民地期朝鮮にあるということは明示されてはきた。しかし、植民地期朝鮮において農楽が経験した舞台芸術化の過程や、農楽をめぐる朝鮮の民俗学者や朝鮮総督府の働きかけについては、これまで積極的に論じられてこなかった。そもそも農楽とは、朝鮮の農村において除草や田植えなどの多くの人材を必要とする時期に、村落において「農社」という共同作業衆を結成し、その農耕作業中に労働効率を上げたり、慰安の目的に実施されていた朝鮮の農耕生活に深く根付いた風習（年中行事）であり芸能であった。しかし、この農社は韓国併合以後の記録によると、村々の農社間における抗争などにより農村の風紀を乱す組織として朝鮮総督府は是正の必要性を示していた。その反面、農社で行われていた農楽に関しては、農作業の効率を上昇させ、互いの親睦を深め、また慰安の要素もあるとして高く評価もしていた。

1925年に東京の明治神宮外苑に建てられた日本青年館の開館を祝う行事として「郷土舞踊と民謡の会」が開催されたが、1925年以降には年に一度の恒例行事として1936年まで全10回行われた（1927年は大正天皇崩御による諒闇のため実施されず）。会の審査顧問には柳田国男、高野辰之、舞台監督に小寺融吉という当時の日本内地における民俗及び民俗芸術研究を牽引していた研究者らが名を連ねる中、日本各地の郷土舞踊と民謡を披露すべく東京の日本青年館に日本各地の青年団員が集った。大会の開催の目的としては日本内地の地方における健全な民衆娯楽の普及が掲げられていたが、それと同時に日本内地における民俗芸術研究者らの外地を含めた郷土芸術への学術的な関心の高まりが背景にあった。全10回の開催の中でも日本外地からは1934年に実施された第8回大会において一度だけ朝鮮から代表の選抜が行われた。朝鮮当局（朝鮮総督府及び京畿道庁）によって朝鮮の京畿道金浦郡の16名の農村青年たちが選出され、彼らは出し物として「農楽」を披露すること

となった。

この日本内地における大会への朝鮮代表の農夫の参加は、日本内地において初めて朝鮮の郷土舞踊を紹介するのみならず、朝鮮総督府学務局社会課主導による農村娯楽の振興や、朝鮮民俗学者らによる独自の民俗芸術調査や郷土舞踊大会の開催への転機となった。更には朝鮮農村における農耕生活の風俗の一つであった農楽が、新たに朝鮮の郷土芸術という枠組みに組み込まれ、舞台芸術としての価値が付与される契機となった。

大正期政党政治と審議会 ——政策立案をめぐる政党と内閣——

前川友太（駒澤大学大学院）

本報告の目的は、大正期の政党内閣期に設置された審議会の意義について明らかにするものである。今回は、原敬内閣期に設置された臨時財政経済調査会に注目したい。では、なぜ審議会に注目するのだろうか。従来の政党内閣研究は、議会に基盤を置く政治体制のありようを検証することに関心が向かい、結果、その基盤の強固さを描くことに注力してきた。しかし、議会を中心とした政党内閣像は、政党内閣制の全容を明らかにしえたのだろうか。内閣総理大臣が監督をする審議会の設置数は、原内閣期と第一次加藤高明内閣以後の政党内閣期において、増加傾向にある。議会を中心とした政治のあり方を志向する政党内閣がそれと併行して審議会の活用をしたのは、なぜだろうか。政党政治をこうした問題意識から検証することは、これまで十分になされてこなかった。

本報告の前提として、寺内内閣期の第40議会を見ていきたい。同議会は、政友会・憲政会・国民党の三党が単独で過半数を取れない状況だった。その中で、寺内内閣は高騰する物価問題や軍備拡張などを目的とする税制改革を審議した。しかし、三党の主張はそれぞれ異なっており、物価問題では具体策を伴わない総花的な建議案が可決された。また、税制改革でも各党の主張がそれぞれ異なっていたために、政府案は各政党によって否決された。このような状況は、経済政策が必要とされる時期であったにもかかわらず、具体的な政策立案ができないという、議会機能が十全に働かなかったことを示している。

やがて第一次世界大戦の終結がせまり、後回しにされていた新しい経済政策の樹立が求められるようになった。国民党の犬養毅は、衆議院に審議会の設置をもとめる建議案を提出した。総理大臣であった原敬も建議案に賛成した。一方で、懸案となっていた米価暴騰を中心とする物価騰貴問題は、政権交代後も収まる気配を見せなかった。なぜなら、内閣の中で高橋是清蔵相と山本達雄農商務相の物価問題に関する政策の考え方が異なっており、衝突を繰り返していたからである。原首相から注意される場面も見られた。両大臣の対応を見た原首相は、この問題を内閣全体での政策課題にし、近く設置される臨時財政経済調査会への諮問を決定した。

諮問案には、原首相のイニシアティブによって三政策が記された。同調査会では、その中の常平倉設置問題が議論されることになった。二度目の特別委員会では、常平倉設置の方向で素案がまとめられていた。だが、総会の場では、国民党の鈴木梅四郎などが反対し、議論は紛糾していた。さらに議論を混乱させたのは、高橋蔵相であった。同調査会の副会長という立場であるにもかかわらず、一個人の意見として反対論を述べたのである。議論は混迷を極めたが、原首相は会長として、多数決によって常平倉設置を決定した。これまで見たように、議会では経済政策の立案が限界点に達していた。また、政府も日々の行政に追われ、財政整理や新しい経済政策の樹立が困難であった。以上の点を踏まえると、第一次世界大戦後の経済政策は、議会や内閣ではなく、審議会が機能することによって推進されたと結論づけられるのである。

北京政府との不平等条約改正交渉に臨む日本政府の姿勢

——日本人の居留地外進出の実態を踏まえて——

渡辺千尋（日本学術振興会）

本報告の目的は、第一次大戦を契機とする中国「本部」における日本人の経済活動の変化を指摘することである。このことを通じて、中国との不平等条約改正交渉の開始に望む日本政府の姿勢を明らかにする。

中国における日本人の経済活動は、第一次大戦前は沿海・揚子江流域の代表的居留地（租界）における商業活動を主体としたものであったが、第一次大戦以後に在華紡の本格的進出や、軍事占領した山東省への経済的進出が行われた結果、居留地以外の地域においても商業活動や現地生産が行われるようになった。外国人が中国において経済活動を行う上でのルールは19世紀半ばから20世紀初頭に形成された通商条約（不平等条約）によって定められていたが、上述の変化の結果、経済活動の実態と既存の通商条約との間に解釈の不一致や矛盾を生じることになった。日本政府はこうした中国における日本人の存在実態の変化を認識し、不平等条約改正交渉を、変化した実態に適応した新たなルールを形成する機会と見做したと考える。

中国の不平等条約改正交渉を日本の対中経済進出の実態と関連づけて論じた研究は、対満蒙進出政策と関連づけた論考はあるものの、中国「本部」における経済活動の実態とは関連付けられてこなかった。本報告は後者を解明することにより、中国全体の状況を踏まえた日本政府の交渉姿勢の解明に資そうとするものである。

報告では第一に、第一次大戦後の在華紡の本格的進出を取り上げ、貿易活動を主体とする時期に形成された既存の居留地が狭隘であるか製造業に適さない立地であったこと、その結果工場が居留地周辺にはみ出すこととなり、日中間に開港場の範囲の解釈をめぐる議論が起こったことを指摘した。第二に、第一次大戦を契機とする日本人の山東省への進出を取り上げ、山東鉄道沿線諸都市が居留地ではなく中国政府が行政権を主張する自開商埠や未開放地（＝内地）であったことから、これら諸地域における外国人の権利が問題化したことを指摘した。第三に、以上のような日本人の居留地外進出の実態が日本外務省に認識されるようになった結果、北京政府との不平等条約改正交渉の始まり、つまり1925年に始まる北京関税特別会議と治外法権撤廃に関する国際委員会（法権委員会）に際して外務省第二課で作成された調書は、それ以前の居留地とその制度に限定された問題関心ではなく、まず中国全体を想定した上でそれを「開市場」・「その他の外国人居住区域」・「内地」に区分する空間認識と、各区分における外国人の条約上の権利を明らかにしようとする分析枠組みに基づくものとなったことを指摘した。

終わりに北京関税特別会議・法権委員会の一般方針を概観し、前者が関税増徴と引き換えに内地都市・居留地周辺における居住・経済活動の権利を獲得しようとするものであり、後者が省別・漸進的な治外法権撤廃と引き換えに内地開放を獲得しようとするものであって、不平等条約特権と引き換えに、段階的に内地進出の制度的根拠を得ようとする日本政府の姿勢がみられることを明らかにした。

1914～1918年における対露武器供給問題を通して見た日本の対外政策と東アジア

エドワルド・パールイシェフ（筑波大学）

「欧州大戦」が勃発すると、日本の参謀本部などを經由して、ロシア当局には武器軍需品供給案が伝達された。武器輸出国策会社の泰平組合を構成した三井物産、大倉組および高田商会はその運動の表面に立っていたが、これらの積極的な姿勢の背景には元老・長州閥・軍部との一定の了解があった。特に、陸軍の対外方針の矛先は「満蒙問題の解決」に

向けられはじめたなか、武器供給等を通して、極東におけるロシア武力を中立化し、ロシアの警戒心を緩めることは有利であると考えられたほか、陸軍はそれを通して、仮想敵国ロシアの後方事情を察知し、軍事力や兵器産業の基盤を強めようとした。こうして 1914 年 8 月上旬に参謀本部や泰平組合などを通してロシアに伝達された武器供給案に大隈内閣は直接関与していなかったものの、それはロシアにおいて「日本政府の正式なオファー」として受け止められてしまった結果、ロシア政府は日本に武器供給を正式に依頼しただけでなく、特別の武器調達使節団を直ちに派遣するに至った。

大隈内閣は日英同盟で媒介された日露関係の維持に努めたが、仏露両国との関係の緊密化を図った元老らはロシアからの武器供給依頼を利用して、内閣、陸軍や経済界に対する自分たちの政治的な力量を高めると同時に、独自の戦略的な路線を実現しようとした。こうした努力の結果、「国防体制を犠牲にしない範囲」内でロシアとの軍事的協力が成立したほか、英仏露単独不講和に関するロンドン宣言への日本の加盟、ゲオールギー・ミハイロヴィチ大公の訪日および日露外交交渉への道が開かれ、1916 年 7 月 3 日に第 4 回日露協約が調印された。交渉中の 1916 年春、ロシアは極東における旧独領への日本の権利を認めたほか、漁業や関税レジームなどにおいて日本に新たな特権を与えたため、それはアジア大陸における日本の権益を一層強固にした。元老らによって推進されたこの政治路線が成功した秘密はロシアが痛感していた「武器の飢饉」にあったが、山縣有朋らは参謀本部や陸軍省、外務当局における人脈を利用してそれを自分の戦略的な課題と連結させることができた。

こうして日本の対露軍事援助はあくまでも日本の国益を細かく計算した上で行われており、連合諸国に協力的な姿勢を存分に示し、日本の貢献を誇張する形で英仏露諸国からの政治的な譲歩を狙う対策でもあった。「アジア大陸」を主眼にした日本政府の対外政策方針は日中交渉のときに最も鮮明に表れたが、この際にも対露供給問題は切り札のひとつとして活用された。すなわち、日本はロシアの武器不足を巧みに利用することによって、対中要求に対するロシア側の黙認姿勢を勝ち取ろうとしたわけである。日本の積極的な対独参戦は日中交渉の終結とともに終了したが、戦時中に手にした新権益を来るべき国際平和会議を通して現実のものにしなければならなかったため、日本は依然と「事実上の同盟国」としての振る舞いをしながら、ロシアとの個別の関係の調整に努めた。ロシアが置かれる状況が厳しくなるにつれて、日本の「対露要求」も次第にエスカレートしていったが、日本の勢力圏にある東清鉄道南支線の譲渡は主要な要求事項のひとつとなっていた。

戦間期日本のコンブ業とコンブ貿易 ——グローバルヒストリーのなかのコンブ——

神長英輔（新潟国際情報大学）

19 世紀半ばから 1930 年代まで、東北アジアのコンブ貿易の基本的な構造は変わらなかった。日本が最大の漁獲国・輸出国であり、中国が最大の輸入国だった。日本・朝鮮・ロシア極東で漁獲・加工されたコンブの多くが中国に輸出された。日本と朝鮮では国内の消費も多かったが、ロシア極東産のコンブのほとんどは中国へ輸出された。

1919 年からの数年間は五・四運動による不買運動の影響で、中国での日本産コンブの販売が伸び悩み、代わってロシア極東産コンブが輸出を伸ばした。日本からの対中コンブ輸出は大戦中に大きく増え、その後も規模は維持された。その後は日中関係が緊張するたびに落ち込みを見せつつも、1930 年代までは漸増を続けた。

日本のコンブ漁獲量・輸出量が頂点に達したのは 1930 年代である。この時期の漁獲量は毎年 30 万トン前後（生重量、生重量は乾燥重量の約 5 倍）、日本からの輸出量は毎年 3 万トンから 4 万トン（乾燥重量）、輸出額は毎年 300 万円前後に達した。この大半が満洲国と

関東州を含む中国向けだった。1937年以降のコンブ輸出は日本軍の占領地域に限定され、量も金額も縮小した。日中戦争では一時的に日本軍からの大きな需要があったが、1941年以降、中国向けの輸出が回復することはなかった。

1922年末にロシア極東はソヴィエト政権の支配下に入り、一時禁止されていた外国人のコンブ漁業が再び許可された。ソ連極東からの中国人の追放が本格的に進む1930年代の半ばまでコンブ生産と輸出の規模は維持された。一方、戦間期の朝鮮から中国への輸出コンブは延辺の朝鮮族向けの商品だった可能性が高いが、確証は得られていない。

第一次世界大戦は世界各地で海藻を原料とした化学工業が始まった時期である。大戦前まではドイツが炭酸ナトリウムと炭酸カリウムの主要な生産国だった。戦中はドイツからの輸出が途絶えたため、協商国側は自国での生産を進めた。日本では樺太と道東でコンブを海藻灰に加工し、海藻灰からさらに炭酸ナトリウム・炭酸カリウムを製造するようになった。ただし、その後まもなく、食塩から炭酸ナトリウム・炭酸カリウムを製造する技術が開発されたため、海藻灰生産は大きく落ち込んだ。

ロシア極東でも1915年にコンブを原料にしたヨードの生産が始まったが、生産は2年で打ち切られた。ソ連時代の1934年に国営企業のダリヨード社がコンブ灰を原料とした炭酸カリウムとヨード結晶の生産を始めたが、これも不振だった。

1926年、アメリカでコンブ科の褐藻類を原料としたアルギン酸(アルギン酸ナトリウム)の製造が始まった。アルギン酸の利用はその後、第二次世界大戦を機に拡大した。日本でも1930年代後半に商業生産が軌道に乗ったが、その後は停滞した。戦後は安価な輸入原料を利用した生産が進み、現在、国産の海藻を利用した生産は行われていない。

現在もアルギン酸は食品添加物、医薬品、飼料、化粧品など多用途で利用されている。21世紀の世界最大のアルギン酸生産国は、第二次大戦後にコンブ養殖に成功して世界最大のコンブ生産国になった中国である。

琉球問題をめぐる日清交渉と国際法 ——日本インパクトと清国の国際法受容——

張 天恩 (早稲田大学大学院)

台湾事件や琉球帰属問題をめぐる日清交渉をみると、日本政府は強引な論理という非難を浴びせられることは免れないながらも、国際法の論理を前面に押し出し、自国の行動の正当性を裏付けようとした。それに対して、清国は国際法意識の発達が日本のそれより遅れ、対抗しうる論理で反論できなかったことは事実である。

本報告は分島交渉前後(1878~1881年)において、琉球問題をめぐる日清交渉における両国の外交姿勢、とりわけ国際法論理と冊封朝貢論理をめぐる対立に焦点を当て、日本の国際法に基づいた論理に対して、清国側がどのように国際法を位置づけ、道具として利用しようとしたのかについて、国際法受容の視点から日清両国の外交姿勢の相違及びその意味を検討した。

1874年の日清両国による北京交渉は国際法(万国公法)をめぐる勝負の様相を呈した。日本の対清交渉からみると、日本は台湾出兵の正当性を論理づけるために実定法主義を根拠としていたが、国際法に対して消極的な態度を示した清国を説得するために自然法主義を利用した。それに対して、清国はあくまで日清修好条規を根拠に日本の行動を非難したが、日清修好条規そのものの持つ曖昧さゆえに、この両国間の条約は、自然法の性格に由来した普遍性(日本の主張に拠れば)を持つ国際法に対して、無力だったことは明らかである。清国が国際法に対して消極的な態度を示したことは、日本側のそれとは対照的であった。

琉球の帰属をめぐって、日本の国際法に基づいた論理と清国の朝貢関係に基づいた論理

の相剋の構図が浮き彫りになった。伊藤博文の意見に基づいて、井上毅が国際法の知識を駆使し、琉球における日本の主権の歴史的・法的根拠を示し、清国の弱みに付け込み、雄弁をふるった。井上毅の基本的論点は、いわゆる「属国自主」を標榜する伝統的冊封体制の下では属国の内政に干渉しないという清国の論理を国際法の論理に則って論破するというものだった。清国は国際法上の属国に対する認識が希薄であり、議論を繰り返して水掛け論になる様相を呈した。その後、琉球の帰属をめぐる日清両国の交渉が弾みとなり、属国と自主の議論が朝鮮問題に波及し、より激しい展開を見た。

ウェスタンインパクトのほかに、この時期、日本インパクトが清国の国際法の受容過程に大きく働いていたことは看過できない。また、清国の国際法受容を考える場合、台湾事件の際の国際法に対する退嬰的態度から、琉球問題に際して制限付きながら積極的に国際法を用いるようになり、さらに朝鮮問題においてより積極的に国際法を利用しはじめたことを考えると、清国の国際法受容の一齣として琉球問題をめぐる日清交渉を取り上げることができるのではないだろうか。

第 24 回研究大会 自由論題報告募集

第 24 回（2019 年度）大会の自由論題報告を募集しています。第 24 回大会は、2019 年 7 月 6 日（土）・7 日（日）の両日に学習院大学（目白キャンパス）で開催する予定です。報告希望の方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。その際、氏名・所属・連絡先・論題名・要旨（500 字程度）を明記してください。1 月～3 月の月例研究会にて、プレ報告（予備審査）をおこないます。詳細は事務局よりの返信にてご確認ください。ただし、返信は 12 月 8 日の常任理事会後にお送りします。

なお、ご不明な点、ご質問等は学会事務局まで E-mail または FAX にてお問い合わせください。あわせて学会ホームページもご参照ください。

申込期限：2018 年 11 月 30 日

第 23 回総会 議事録

日 時：2018 年 6 月 16 日（土） 17 時 40 分～18 時 15 分

場 所：国士舘大学世田谷キャンパス メイプルセンチュリーホール 1 階大教室

出席者：43 人

議 長：伊藤信哉氏

議 題：

【審議】

(1) 2017 年度活動報告（案）について

2017 年度活動報告（案）が櫻井事務局長によって報告が行われた。

→総会において拍手によって承認された。

(2) 2017 年度決算（案）について

2017 年度決算（案）が柏木常任理事によって報告が行われた。

菅野監事により監査報告が行われた。

→総会において拍手によって承認された。

(3) 2018 年度活動方針（案）について

2018 年度活動方針（案）が櫻井事務局長によって報告が行われた。

①来年の大会が 7 月になるため、それに伴い月例研究会の開催月と回数を検討する。

- ②若手報告者への旅費補助を行うこと。
→総会において拍手によって承認された。
- (4) 2018 年度予算 (案) について
2018 年度予算 (案) が柏木常任理事によって報告が行われた。
→総会において拍手によって承認された。
- (5) 役員を選出について
- ①会長の選出について
②副会長・理事の選出について
③監事の選出について
→総会において拍手によって承認された。
- (6) その他
とくになし。

【報告】

- (1) 2019 年度研究大会開催校について
櫻井事務局長より、日程は7月6日・7日、会場は学習院大学に決定したことが報告された。
- (2) その他
2018 年 5 月末現在の会員数は 272 名。
新事務局体制が明日決まる。但し、事務局の住所は麗澤大学のままとする。
監事の春山明哲氏に感謝の意を表する。

以上

2017 年度東アジア近代史学会 決算

収入の部

項 目	金 額	備 考
前年度繰越金	1,770,392 円	
会費	1,223,000 円	
研究大会参加費	112,500 円	
雑収入	2,004 円	会誌販売、銀行利息
合 計	3,107,896 円	

支出の部

項 目	金 額	備 考
機関誌発行費	585,900 円	第 21 号 (310 部) @1,890 円 (内税 8%)
通信運搬費	112,554 円	機関誌発送費、研究大会・研究例会等開催通知費等
消耗品費	72,200 円	研究大会・研究例会等配布資料費等
事務局費	171,668 円	事務局費
交通費	78,915 円	交通費 (大会招聘報告者)
振込手数料費	2,808 円	金融機関振込手数料費
学会負担金	10,000 円	東洋学・アジア研究連絡協議会・自治体アーカイブズ (寄付金)
次年度繰越金	2,073,851 円	
合 計	3,107,896 円	

2018 年度東アジア近代史学会 予算

収入の部

項 目	金 額	備 考
前年度繰越金	2,073,851 円	
会費	1,300,000 円	会員@5,000 円 学生・留学生@3,000 円
研究大会参加費	120,000 円	会員@1000 円 非会員 1500 円
合 計	3,493,851 円	

支出の部

項 目	金 額	備 考
機関誌発行費	585,900 円	第 22 号(310 部)@1,890 円(内税 8%)
通信運搬費	120,000 円	機関誌発送費、研究大会・研究例会等開催通知費等
消耗品費	80,000 円	研究大会・研究例会等配布資料費等
事務局費	170,000 円	事務局費
振込手数料費	3,000 円	会費等振込手数料費
交通費	250,000 円	研究会大会報告者交通費(50,000 円×2 名 30,000 円×5 人)
予備費	2,284,951 円	
合 計	3,493,851 円	

第 12 期役員（任期 2018 年 7 月～2020 年 6 月）

会 長：檜山幸夫

副 会 長：岩壁義光・川島 真・櫻井良樹・松金公正

常任理事：青山治世・柏木一朗・熊本史雄・小池 求・小林和幸・佐々博雄・佐々木雄一・高江洲昌哉・千葉 功・通堂あゆみ・月脚達彦・中見立夫・西澤美穂子・新田龍希・茂木敏夫・森万佑子

理 事：麻田雅文・有馬 学・井口和起・石田 徹・伊藤信哉・大澤博明・片山慶隆・加藤聖文・金丸裕一・木村 幹・北波道子・久部良和子・黒沢文貴・斎藤聖二・佐々木揚・佐藤元英・新城道彦・鈴木楠緒子・永島広紀・原田敬一・原田 環・樋口秀実・藤波 潔・松田京子・劉 傑

監 事：大谷 正・菅野直樹

【担当業務】

事務局長：青山治世

会計委員長：西澤美穂子

機関誌編集委員会：

編集委員長：熊本史雄 編集委員：小池 求・櫻井良樹・新城道彦・新田龍希

会報編集委員長：青山治世

研究会担当：佐々木雄一・高江洲昌哉

会員事務担当(臨時)：櫻井良樹

日本歴史学協会担当：檜山幸夫

東洋学連絡会担当：中見立夫

書記担当：通堂あゆみ・森万佑子

広報・ホームページ担当事務局員：堀内暢行

新規入会者（2018年5～10月）

下記の方々の会員申請を常任理事会で承認しました。（順不同、敬称略）

劉紅（武蔵野大学非常勤講師）、海野大地（立命館大学大学院文学研究科博士前期課程）、上山由里香（日本国際問題研究所研究員）、森万佑子（東京女子大学現代教養学部講師）、久保伸子（北九州市立大学大学院社会システム研究科博士研究員）、茂木克美（佐野市郷土博物館学芸員）、オスゴン（東北大学大学院）、毛利拓臣（駒澤大学大学院修士課程）、日向玲理（青山学院 150 年史編纂担当有期事務職員）、陣内隆一（東京大学総合文化研究科修士課程）、金容賛（立命館大学非常勤講師）

入会のご案内と会費納入のお願い

本会に入会を希望される方は、入会申込書（下記事務局にご請求ください）または東アジア近代史学会のホームページの入会申し込みフォームに所定の事項をご記入の上、事務局までお送りください。年会費は 5000 円（大学院生・留学生は 3000 円）です。下記の口座にお振り込みください。会員の方で、会費未納の方は、機関誌刊行や会の運営上支障を来しますので、すみやかにご納入をお願い致します。

郵便振替口座 口座番号 00180-6-580867 口座名 東アジア近代史学会

ゆうちょ銀行：金融機関コード 9900 支店コード 019 支店名 〇一九支店

預金種目：当座 口座番号：0580867 受取人名 ヒガシアジアキンダイシガツカイ

※所属大学の事務室を通して振り込まれる方は、個人名が不明の場合がありますので、お名前をメールでお伝えいただければ幸いです。

寄贈図書（2017年11月～2018年10月）

野口真広著『殖民地台湾の自治』（早稲田大学出版部、2017年12月）、見城悌治著『留学生は近代日本で何を学んだのか』（日本経済評論社、2018年3月）、杉山照夫『近代日本の対満蒙政策』（風書房、2018年6月）、諸点淑著『植民地近代という経験』（法蔵館、2018年6月）、日本植民地研究会編『日本植民地研究の論点』（岩波書店、2018年7月）

※ 会報の電子配信への変更のお知らせ ※

本学会の会報（ニューズレター）はこれまで紙媒体での発行と送付を行ってまいりましたが、次号よりメールアドレスをご登録の会員には、電子版（PDF 版）をメール配信させていただくことになりました。 但し、今後も紙媒体での送付をご希望の方には、引き続きお送りいたしますので、年内をメドに下記事務局までご連絡ください。 事務局

〔編集後記〕

会報第 45 号をお届けします。今号は 6 月に開催された第 23 回研究大会・総会の特集記事が中心となっています。今年も研究大会では充実した報告と討論が行われました。引き続き会員の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。（事務局）

東アジア近代史学会会報 第 45 号

2018 年 11 月 15 日発行

発行 東アジア近代史学会 会長 檜山 幸夫

編集 東アジア近代史学会会報編集委員会

東アジア近代史学会事務局 事務局長 青山 治世

〒277-8686 千葉県柏市光ヶ丘 2-1-1 麗澤大学櫻井研究室内

E-mail modern_east_asia_jm@hotmail.co.jp ホームページ <http://www.jameah.gr.jp/>